

令和6年1月17日

全国左官タイル塗装業国民健康保険組合

**令和6年能登半島地震により被災された方の保険料及び
一部負担金の取扱いについて**

日頃、組合の事業運営につきまして格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

このたび令和6年能登半島地震により被災された皆様に、謹んでお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、今回の地震により被災された方々への対応について、厚生労働省よりの通知等に基づき、取り急ぎ保険料の減免及び一部負担金の免除について下記のとおりのお取扱いとさせていただきます。

記

1. 保険料の減免及び一部負担金免除

①保険料の減免

罹災程度			減免月数
ア	全壊	住宅流出又は床上1.8m以上の浸水	3ヵ月
イ	大規模半壊	床上1m以上1.8m未満の浸水	3ヵ月
ウ	半壊	床上1m未満の浸水	2ヵ月
エ	一部損壊		1ヵ月
オ	床下浸水		1ヵ月

②一部負担金の免除（①の申請をしていることが前提です。）

*医療機関等窓口にて一部負担金のご負担がなくなります。

*食事療養費及び療養費（柔整・補装具など）は対象になりません。

2. 対象者 災害救助法が適用された市町村に自宅住所を有し、かつ、自宅が罹災した届出をした方。（災害救助法適用市町村については別紙参照）
- ①については、一部損壊・床下浸水以上の被害
（1. 表ア～オが該当）
 - ②については、半壊または、床上浸水以上の被害
（1. 表ア～ウが該当）
3. 期 間 ①罹災程度に応じ、1 ヶ月～3 ヶ月（1. 表のとおり）
②令和6年4月末まで
4. 届 出 ①『保険料減免申請書』
（添付書類：罹災証明書 組合員本人のマイナンバー確認書類）
②すでに医療機関等にて、上記期間内に医療費をお支払いの方には、一部負担金の還付を予定しております。詳細が決まり次第、ご連絡させていただきます。